

「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令」の新設及び「平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）」の改正の概要

総務省情報流通行政局情報流通振興課
総務省総合通信基盤局データ通信課

1 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の概要

改正後の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号。以下「通信・放送開発法」という。）附則第 5 条第 2 項第 2 号においては、地域特定電気通信設備供用事業が規定され、同条第 1 項に基づき、平成 34 年 3 月 31 日までの間、当該事業の実施に対し債務保証及び助成金交付による支援が行われることとなる。当該事業について、別途総務省令で定めることとされている当該事業の対象となる電気通信設備及び地域を定めるものである。

2－1 平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）の概要

通信・放送開発法第 3 条第 1 項の規定に基づき、通信・放送開発法第 2 条で定義する「特定通信・放送開発事業」（通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業）の内容、実施方法、実施に際して配慮すべき重要事項等について定めるものである。

2－2 平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）の改正内容

改正後の通信・放送開発法附則第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号においては、特定通信・放送開発事業として新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業がそれぞれ規定され、同条第 1 項に基づき、平成 34 年 3 月 31 日までの間、両事業の実施に対し債務保証及び助成金交付による支援が行われることとなる。両事業について、通信・放送開発法第 3 条第 1 項に基づき、その内容、実施方法、実施に際し配慮すべき重要事項等を実施指針に定めるものである。

以上